

## 栗山町告示第 8 1 号

栗山町長交際費の支出基準及び公開に関する要綱を次のとおり制定する。

平成 2 1 年 7 月 1 日

栗山町長 椿 原 紀 昭

## 栗山町長交際費の支出基準及び公開に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、町政の円滑な執行を図るため、町長又は町長の代理として副町長若しくは職員が外部の個人又は団体との交際に要する経費(以下「交際費」という。)について、支出の明確化及び透明性の向上を図るため、その支出基準及び公開に監視必要な事項を定めるものとする。

### (支出基準)

第2条 交際費の支出は、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額とし、支出区分、内容及び金額は次の各号のとおりとする。

祝儀等 記念式典及び行事等に係る経費とし、金額の明示があるものについてはその金額を、金額の明示がないものについては経費相当額を支出する。

弔慰金 葬儀等における香典及び供花に係る経費とし、別表1の基準により支出する。

会費 町政と関わりのある各種団体が行う会議等の参加に係る経費とし、金額の明示があるものについてはその金額を、金額の明示がないものについては経費相当額を支出する。

見舞金 病気、負傷及び災害等の見舞いに係る経費とし、別表2の基準により支出する。ただし、災害等の見舞いについては、この限りでない。

負担金 各種団体等の負担金及び活動の趣旨から公益性が認められる団体等に対する賛助金等に係る経費として、金額の明示があるものについてその金額を支出する。

渉外費 来客を応接するための飲食代及び外部との意見交換又は交渉等に係る経費とし、目的、内容及び相手方等を十分に勘案して支出する。

その他 前各号に掲げるもののほか、町政に対する協力者に謝意を表す場合等、交際上特に支出する必要があると判断されるものについては、支出できるものとする。

### (運用)

第3条 慣習その他特別の理由により前条の支出基準によりがたい場合にあっては、社会通念上妥当な範囲内で支出額を調整できるものとする。

2 交際費は、その支出内容や金額が常に社会通念上に沿うとともに町民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化に十分配慮し、基準についても適正な執行のため

に適宜見直しを行うものとする。

(公開)

第4条 公開する交際費の内容は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

支出年月日

支出区分

支出金額

支出内容等

- 2 交際費の公開に当たっては、栗山町個人情報保護条例（平成8年条例第10号）の規定に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行わなければならない。
- 3 交際費の公開は毎月行うものとし、当月分を翌月15日までにを行うものとする。
- 4 公開の方法は、別記様式により町ホームページへの掲載により行うものとする。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行し、第4条の規定は、平成21年4月1日から適用する。この場合において、平成21年4月から平成21年6月までの期間に限り、第4条第3項中「毎月行うものとし、当月分を翌月15日」とあるのは、「平成21年7月15日」とする。

## 別表1

## 弔慰金基準

区分 役職名等	本人		同居の配偶者・親・子 (配偶者の親含む)		別居の(本人の)親・子	
	香典	その他	香典	その他	香典	その他
町政功労者	10,000円	生花	5,000円		5,000円	
町議会議員	10,000円	生花	5,000円	生花	5,000円	生花
元 "	10,000円	生花	5,000円			
監査委員、教育委員、農業委員	10,000円	生花	5,000円		5,000円	
元 "	5,000円	生花				
自治会長・町内会長	5,000円	生花	5,000円			
民生委員児童委員、人権擁護委員 保護司	5,000円	生花	5,000円			
元 "	5,000円					
公平委員、固定資産評価委員 選管委員、国保運営委員	5,000円	生花	5,000円			
元 "	5,000円					
特別土地保有委員、社会教育委員 体育指導委員、交通指導委員	5,000円	生花	5,000円			
元 "	5,000円					
その他の委員(地方自治法(昭和 22年法律第67号)第138条 の4第3項に基づく者)	5,000円	生花	5,000円			
町内関係団体の長等	10,000円	生花	5,000円			
関係する国会議員、道議会議員等	10,000円	生花	5,000円		5,000円	
関係する市町村長等	10,000円	生花	5,000円		5,000円	
町内最高齢者	5,000円	生花				
その他、各界の功労者	5,000~ 10,000円	生花	5,000円			
町職員	10,000円	生花	5,000円		5,000円	
元 "(理事者)"	10,000円	生花	5,000円			
元 "(上記以外の者)"	5,000円	生花	5,000円			

別表2

見舞金基準

役職名等	金額	支出条件
町議会議員、公職者、各界の功労者等	5,000～ 10,000円	概ね2週間以上の入院加療を要する場合

